

令和2年3月17日

議員各位

産業厚生常任委員会

委員長 中村 美穂

委員長報告書

産業厚生常任委員会に付託された議案等の審査結果について、会議規則第41条の規定により報告いたします。

1.審査期間：令和2年3月6日～10日

2.付託された議案等

議案番号	件名	結果
2	長与町認可地縁団体印鑑条例	全会一致 可決
7	長与町立児童館条例の一部を改正する条例	全会一致 可決
8	長与町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	全会一致 可決
9	長与町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	全会一致 可決
10	長与町営住宅の設置、整備及び管理に関する条例の一部を改正する条例	全会一致 可決
11	町道路線の認定について	全会一致 可決
13	令和元年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	全会一致 可決
14	令和元年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	全会一致 可決
15	令和元年度長与町介護保険特別会計補正予算（第3号）	全会一致 可決
16	令和元年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）	全会一致 可決
17	令和元年度長与町水道事業会計補正予算（第1号）	全会一致 可決

議案番号	件名	結果
18	令和元年度長与町下水道事業会計補正予算（第1号）	全会一致 可決
21	令和2年度長与町国民健康保険特別会計予算	賛成多数 可決
22	令和2年度長与町後期高齢者医療特別会計予算	賛成多数 可決
23	令和2年度長与町介護保険特別会計予算	全会一致 可決
24	令和2年度長崎都市計画事業長与町土地地区画整理事業特別会計予算	賛成多数 可決
25	令和2年度長与町水道事業会計予算	全会一致 可決
26	令和2年度長与町下水道事業会計予算	全会一致 可決

産業厚生常任委員長報告

審査日	令和 2年 3月 6日～10日
出席委員	中村美穂 竹中 悟 松林 敏 安部 都 岩永政則 堤 理志 吉岡清彦
説明員	関係所管課管理職 その他関係職員

○議案第2号 長与町認可地縁団体印鑑条例

【提案理由の概要】

本議案は、昨年12月に町内の自治会のひとつが地方自治法第260条の2第1項の規定による認可地縁団体として認可を受けたことにより、当該団体の印鑑登録証明書の発行が求められることから、認可地縁団体印鑑登録事務の実施に関し必要な事項を定めるもの。

附則では、公布の日から施行する。

以上の説明があった。

【主な質疑】

質疑 印鑑登録をする場合、登録する団体の印鑑と代表者の印鑑も必要なのか。

答弁 登録する団体の印鑑と代表者個人の印鑑の両方が申請時に必要となる。

質疑 認可地縁団体の認可とはどういうものか。

答弁 自治会やコミュニティ等地縁による組織が、法に基づく認可地縁団体としての認可を受けることにより、法人格を得、団体名義による融資や不動産登記等ができるようになる。

質疑 今回の自治会が認可地縁団体になった経緯は何か。

答弁 今回、本町で初めての認可地縁団体となるが、当該自治会の集会所の大規模改修について、県のコミュニティ助成事業による補助制度があり、認可地縁団体となって申請することが要件となっているため、認可地縁団体の申請を行ったもの。

主な質疑は以上のとおり。

全会一致で可決すべきものと決した。

○議案第7号 長与町児童館条例の一部を改正する条例

【提案理由の概要】

本議案は、児童館の利用対象者について、実状の利用状況に則するよう所要の改正を行うもの。改正の内容として、現行概ね3歳以上とする利用対象者の範囲を0歳以上に拡大するもの。

附則では、公布の日から施行する。

以上の説明があった。

【主な質疑】

質疑 提案理由の実状の利用状況に則するとは、どういうことか。

答弁 本来、児童館は18歳未満が利用対象だが、開所当時、乳幼児のための授乳室やおむつ替えのスペースが確保できなかったため、おむね3歳以上を対象として開設した経緯がある。施設の整備も進み、すでに対応できる現状となっていることから、0歳以上3歳未満について対象年齢の拡大を条文化する。

質疑 逆に中学生や高校生の利用はあるのか。

答弁 中学生までとそれ以上に分けて人数を把握している。中学生の利用はある。高校生は大人の中に数名入っている。

主な質疑は以上のとおり。

全会一致で可決すべきものと決した。

○議案第8号 長与町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

【提案理由の概要】

児童福祉法の規定に基づく放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、所要の改正を行うもの。

改正の内容として、放課後児童支援員の資格要件に新たに指定都市の長が行う研修が追加され、研修受講期間の経過措置をさらに3年間延長するもの。

附則では、公布の日から施行とし、附則第3条第1項については令和2年4月1日とする。

以上の説明があった。

【主な質疑】

質疑 指定都市の長が行う研修が新たに追加となっているが、指定都市は本町に当てはまらないのではないかと。

答弁 県内に指定都市はないが、県外で指定都市の研修を受けた人が転入されて支援員になることも想定されるため必要となる。

質疑 資格要件を満たすための研修期間が延長されるが、研修計画を町は把握しているのか。

答弁 県の研修の受講希望者が多く、全員が受講できていない現状のため、経過措置が延長された。本町ではあと2年位で全員が受講できると思われる。

質疑 研修はどのようなものか。

答弁 県の研修は、年に1回3か所で行われ、4回の研修を連続して受講し、最後にレポートを提出して認定される。

主な質疑は以上のとおり。

全会一致で可決すべきものと決した。

○議案第9号 長与町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

【提案理由の概要】

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令に基づき、所要の改正を行うもの。

改正の内容としては、従来の「支給認定」という文言を、法に合わせ「教育・保育給付認定」に改めるほか、施設基準の改正による代替保育の提供元の追加、連携施設確保義務の緩和と免除、及び経過措置の5年延長。

附則では、公布の日から施行する。

以上の説明があった。

【主な質疑】

質疑 小規模保育事業A型というのはどういうものか。

答弁 小規模保育事業はA型からC型まであり、保育者の居宅やその他の施設で認可定員が6人から19人の小規模の保育事業となる。A型の場合、職員の配置基準が保育所の配置基準プラス1名で、資格が保育士でなければならず、保育室の面積が0歳児、1歳児で1人当たり3.3平米、2歳児で1.98平米が基準となっている。

質疑 長与町内に家庭内保育事業をしているところはあるのか。

答弁 長与町にはない。

質疑 長崎県内にはどれくらいあるのか。

答弁 小規模保育事業所が32か所、事業所内保育事業所が6か所の計38か所である。

主な質疑は以上のとおり。

全会一致で可決すべきものと決した。

○議案第10号 長与町営住宅の設置、整備及び管理に関する条例の一部を改正する条例

【提案理由の概要】

本議案は、民法の一部を改正する法律の施行等に伴い、所要の改正を行うもの。

改正の内容として、入居者公募の例外及び資格の拡充のほか、収入の申告、家賃の決定や敷金、修繕費用負担の明確化、不正入居による家賃利息の改正。連帯保証人債務の極度額の新設など。

附則では、令和2年4月1日から施行する。

以上の説明があった。

【主な質疑】

質疑 連帯保証人債務の極度額を家賃の24か月分と定めた理由は何か。

答弁 保証人に極度額を定めたのは、保証人の責任が無制限に近いものがあったものを、制限を定めることによって責任を限定したため。

主な質疑は以上のとおり。

全会一致で可決すべきものと決した。

○議案第11号 町道路線の認定について

【提案理由の概要】

本議案は、高田南土地区画整理事業の一括施工に伴い整備を行う区域内の55路線について、認定を求めるもの。

以上の説明があった。

【主な質疑】

質疑 今回、町道路線の認定議案を出された理由は何か。

答弁 高田南の一括施工に係る国費補助金の交付に、町道の認定が必要となったため。

主な質疑は以上のとおり。

全会一致で可決すべきものと決した。

○議案第13号 令和元年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

【提案理由の概要】

本議案は、既定予算の総額に歳入歳出それぞれ980万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を40億9360万1千円とするもの。

歳入では、保険者努力支援分交付金の減額のほか、繰入金の額の確定によるもの、マイナンバー制度に係るシステム整備費補助金の追加。歳出では、歳入に伴う財源組替と差額による財政調整基金積立金を計上。

以上の説明があった。

【主な質疑】

質疑 保険者努力支援分がマイナスになったのはなぜか。

答弁 国の予算の都合上、2か所から分かれてくる。減額分は特別調整交付金として交付されるため、交付額全体としては当初予算のとおり交付される。

質疑 出産育児一時金のマイナスは予定よりも少なかったのか。

答弁 当初予算で45人を見込んでいたが、実績が下回るため、35人で補正をしている。

質疑 システム整備費補助金のオンライン資格確認とはどういうものか。

答弁 令和3年3月から開始される予定で、医療機関が医療保険に被保険者の情報照会ができるようになり、保険証を原因とした過誤の請求が大幅に減ることになる。また、この仕組みが整うと、マイナンバーカードが保険証の代わりに使えるようになる。令和元年度と2年度で町のシステム改修を行い、全額国の補助で行う。

主な質疑は以上のとおり。

全会一致で可決すべきものと決した。

○議案第14号 令和元年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

【提案理由の概要】

既定予算の総額に歳入歳出それぞれ10万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を5億1828万6千円とするもの。

歳入では、特別徴収保険料と普通徴収保険料の実績見込みによる調整及び保険基盤安定繰入金の額の確定による減額。歳出では歳入による差額を後期高齢者医療広域連合納付金として計上。

以上の説明があった。

【主な質疑】

質疑 保険基盤安定繰入金がマイナスになったのは、軽減対象者が少なかったということか。

答弁 当初の見込みより被保険者数が少なくなったためと考えている。

質疑 歳出の10万8千円の算出根拠は。

答弁 広域連合に納付する保険料の収入見込みが増額し、保険基盤安定繰入金が減額になったため、それらを相殺した金額である。

主な質疑は以上のとおり。

全会一致で可決すべきものと決した。

○議案第15号 令和元年度長与町介護保険特別会計補正予算（第3号）

【提案理由の概要】

既定の保険事業勘定の総額に歳入歳出それぞれ741万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を32億3655万円。既定の介護サービス事業勘定の総額に歳入歳出それぞれ4万4千円を減額し、歳入歳出予算の総額を3400万5千円とするもの。

保険事業勘定では、介護給付費準備基金繰入金から300万円を繰り入れ、同額を介護サービス事業勘定に繰り出し、介護サービス事業勘定を補填するもの。

以上の説明があった。

【主な質疑】

質疑 介護予防サービス計画費収入が300万円マイナスになった要因は何か。

答弁 介護認定を受けなくてもチェックリスト等の対象になる総合事業対象者と要支援1、要支援2の人数が見込みより200人ほど少なく、ケアプラン作成収入が減少したため。

質疑 見込みより少なかった要因は何か。

答弁 分析はしていないが、高齢化により要支援が要介護に移行した分と健康づくり事業の成果が出たものと思う。

主な質疑は以上のとおり。

全会一致で可決すべきものと決した。

○議案第16号 令和元年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）

【提案理由の概要】

国の補正予算の内示による事業費の増加等に伴うもの及び保留地処分金として、歳入歳出それぞれ1億932万6千円を増額し、予算総額を6億3482万2千円とするもの。繰越明許費では、1億8000万円を高田南土地区画整理事業の一括施工にかかる事業費として、令和2年度に繰り越すもの。

以上の説明があった。

【主な質疑】

質疑 保留地処分金165万円の内容は何か。

答弁 一般地権者の方の減歩部分の土地の買い戻しのために販売した付け保留地1か所で、面積は24.16平米となっている。

質疑 国庫補助金は減額と増額があってトータルで増額とのことだが、その内容は何か。

答弁 当初の要望額に対して内示の減額があったが、国の補正予算による追加の内示があり、追加の金額が内示の減額よりも大きかったため増額となっている。

質疑 繰り越しされる県事業委託料の内容は何か。

答弁 残工事の一括施工の工事費や設計費の一部として繰り越すものである。

主な質疑は以上のとおり。

全会一致で可決すべきものと決した。

○議案第17号 令和元年度長与町水道事業会計補正予算（第1号）

【提案理由の概要】

今回の補正は、給水収益の減少に伴い、収益的収入の1款1項営業収益に1922万円3千円の減額補正を行い、水道事業収益の総額を7億1014万3千円とするもの。

以上の説明があった。

【主な質疑】

質疑 給水減の理由は何か。

答弁 節水型トイレや節水型家電の普及に加え、昨年度から300人ほど人口が減少しているため、水の使用量が減ったものと考えている。

質疑 長雨と給水減の因果関係は何か。

答弁 長雨で水まき等が減り、気温が上がりにくいため水の使用量が減ること、去年はプールの使用が制限されたこと等が給水減に繋がったものと考えている。

質疑 今後の給水減に対応していくために水を売る。飲料水を販売するような考えはないのか。

答弁 現在備蓄用としてペットボトルの水を作成しているが、経営基盤強化の一環としても考えていきたい。

主な質疑は以上のとおり。

全会一致で可決すべきものと決した。

議案第18号 令和元年度長与町下水道事業会計補正予算（第1号）

【提案理由の概要】

今回の補正は、収益的収入の1款下水道事業収益を、既決予定額の9億7599万4千円から753万2千円の減額補正を行い、総額を9億6846万2千円とするもの。資本的収入及び支出では、1款資本的収入を既決予定額の4億1185万円9千円から1億4918万円を減額補正し、総額2億6267万9千円へ、支出では1款資本的支出を既決予定額の6億9307万8千円から1億7千万円減額補正し、5億2307万8千円とするもの。

以上の説明があった。

【主な質疑】

質疑 水処理施設の工事を前倒しして行ったために1億7千万円減額になったとの説明だが、その経緯は何か。

答弁 浄化センター水処理施設の高度処理化を行う工事で県の補正予算を要望していたところ、平成30年度に1億4000万円ほど事業費がついたため前倒しして工事を行った。当初予算を組む時には当該補正予算がつくことが不透明であったため、今回の補正での減額となった。

主な質疑は以上のとおり。

全会一致で可決すべきものと決した。

○議案第21号 令和2年度長与町国民健康保険特別会計予算

【提案理由の概要】

令和2年度の当初予算は、被保険者数を7785人、前年度比一般291人、退職10人の減を見込み、歳入歳出予算の総額を39億6709万1千円、前年度比2.4%の減とするもの。歳入の主なものは、国保税8億1620万5千円、県支出金29億863万9千円、繰入金2億3647万1千円。歳出では、総務費2728万6千円、保険給付費28億6531万7千円、国民健康保険事業費納付金9億9301万6千円、保険事業費6626万円、諸支出金421万1千円、予備費1千万円を計上。

以上の説明があった。

【主な質疑】

質疑 国保税の負担が重いという声が多い。保険税の高騰を抑制する手立ては検討できないのか。

答弁 高齢者が多く医療費が上がるのが予想されるため、税を減額する状況にない。その救済として軽減税の2割、5割、7割というのが設けられており、保健事業に力を入れていく。

質疑 軽減されている世帯はどれくらいあるのか。

答弁 令和元年度は5001世帯中2645世帯、全体の52.9%がいずれかの軽減を受けている。

質疑 マイナンバーカードではなく通知カードで保険証の照会ができるのか。

答弁 マイナンバーカードに埋め込まれているICチップの中に電子証明書が入っているので、通知カードではできない。

質疑 努力者支援分について、令和2年度から始まるペナルティはどのようなものがあるのか。

答弁 収納率の他に特定健診の受診率や特定保健指導の受診率等いろいろな減点項目がある。

質疑 保険基盤安定繰入金の軽減対象者と対象者は自分が軽減を受けていることを承知しているのか。

答弁 令和元年度に軽減を受けた世帯は、5001世帯のうち2645世帯で、全体の52.9%となっている。毎年送付する納税通知に軽減割合を記載しており、御自身で確認できるようになっている。

主な質疑は以上のとおり。

賛成多数で可決すべきものと決した。

○議案第22号 令和2年度長与町後期高齢者医療特別会計予算

【提案理由の概要】

令和2年度の当初予算は、歳入歳出予算の総額を5億3726万2千円、前年比4.2%増。歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料4億3619万9千円、事務費繰入金2033万7千円、保険基盤安定繰入金7981万8千円。歳出では総務費423万6千円、後期高齢者医療広域連合納付金5億3115万3千円を計上。

以上の説明があった。

【主な質疑】

質疑 被保険者数の増加を見込んだ予算だが、令和元年度と2年度の見込み人数は何人か。

答弁 令和元年度が5039人、2年度が5163人、124人増加する見込みとしている。

質疑 増加のピークの推測はどうなっているか。

答弁 町としては推計がないが、長崎県が推計した人口のピークは令和17年になっているので、それまでは増え続けると推測される。

主な質疑は以上のとおり。

賛成多数で可決すべきものと決した。

○議案第23号 令和2年度長与町介護保険特別会計予算

【提案理由の概要】

令和2年度の当初予算は、保険事業勘定の総額を歳入歳出それぞれ33億1819万8千円、前年度比7.2%の増。介護サービス事業勘定の総額を歳入歳出それぞれ2751万6千円、前年度比8.1%の減。長与町第7期介護保険事業計画に基づき、第1号被保険者数1万1283人、認定者数2197人、認定率19.5%と推計し、事業費を算出している。

以上の説明があった。

【主な質疑】

質疑 介護予防事業には、どのようなものがあるか。

答弁 めだか85、脳トレ教室、サポーターポイント制度の3事業を委託で行っている。

質疑 地域住民グループ支援事業は何グループあるのか。

答弁 いきいきサロンは、令和元年度で21か所、2年度は1か所増設の相談がっており22か所を予定している。

質疑 いきいきサロンは地域的に偏りがいいのか。

答弁 中央地区に多いが、自治会会員のみを対象にしている所や、町民ならOKなど、近隣自治会を巻き込んでいる所などがある。各自治会に1つ、50か所を目標にしている。

質疑 認知症カフェはどれくらい開催しているか。

答弁 月2回の定例分は社会福祉協議会へ委託。そのほか不定期に地域を回るという形で元年度4回、認知症カフェ出張版として介護保険課の方で実施している。

主な質疑は以上のとおり。

全会一致で可決すべきものと決した。

○議案第24号 令和2年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計予算

【提案理由の概要】

令和2年度の当初予算は、歳入歳出それぞれ12億8667万5千円。歳入の主なものは、国庫補助金3億1375万円、県補助金6275万円、一般会計繰入金9億817万1千円、繰越金200万円。歳出では、土木費12億3000万円は令和2年度分の長崎県への事業委託料、公債費5157万円、予備費200万円を計上。

以上の説明があった。

【主な質疑】

質疑 国庫補助金が3億1千万円ほど計上されているが、来年度以降6年度までこれぐらいの金額が入るのか。

答弁 令和3年度以降も3億強の金額、最終的には全額を要求していきたいと考えている。

質疑 補償費と測量試験費の内訳は何か。

答弁 2年度は新たな建物移転の補償費はなく、支障になる物件等の移設と既に仮住まいをされている方の家賃補償等となる。測量試験費は測量や設計費等である。

質疑 一般会計繰入金約9億円は、昨年に比べると倍になり、かなりの負担になる。内訳はどうなっているか。また、これが5年間続くのか。

答弁 県への委託料8億5350万円と地域開発事業債の償還金と経常的経費。今後5年間、若干金額は動くが、この程度の金額で推移していくものと考えている。

主な質疑は以上のとおり。

賛成多数で可決すべきものと決した。

○議案第25号 令和2年度長与町水道事業会計予算

【提案理由の概要】

令和2年度の当初予算は、業務の予定量として令和2年度末の給水戸数を1万5839戸、年間総給水量は360万4327立方メートル、1日平均給水量は9875立方メートルと見込み、主要な建設改良事業費として2億300万円を計上。収益的収入では、水道事業収益として7億8766万6千円を見込み、収益的支出では水道事業費用7億6028万3千円を予定。

資本的収入では1億5345万円を見込み、資本的支出では3億6755万3千円を予定。

以上の説明があった。

【主な質疑】

質疑 建設改良事業として平木場地区の水道施設改良等が予定されているが、この地区が選定された理由は何か。

答弁 この地区以外の水道施設の更新工事はある程度整備されたことと、当該ポンプ施設が土砂災害特別区域に入っており、災害が起こった時に対処が難しい。早急に改良を行い耐震化を図りたいと考えている。

質疑 この地区の水道施設の経過年数と150ミリと100ミリの管の違いは何か。

答弁 昭和53年に設置しているので42年位経過している。150ミリの管は配水池から中継ポンプ所まで、100ミリの管が中継ポンプ所から庁舎の方に向かう部分となっている。

質疑 収益的収入の中で営業収益が昨年より減るが、支出の営業費用が増えているのは何故か。

答弁 収益は人口減少等で減っていくが、その反面、更新する工事をきちんとやることにより営業費用の減価償却費が増えているためである。

質疑 長崎市、時津町との広域連携による共同浄水場整備の調査委託料が計上されているが、どういう考え方で進むのか。

答弁 2年度、3者間協定を締結し、協議を進めていくが、あくまでも長与町が不利益を受けないか、水を作る分の負担や条件についても詰めて判断していきたい。

主な質疑は以上のとおり。

全会一致で可決すべきものと決した。

○議案第26号 令和2年度長与町下水道事業会計予算

【提案理由の概要】

令和2年度の当初予算は、業務の予定量として年度末の排水戸数を1万5850戸、年間排水量を383万7千立方メートル、1日平均排水量を1万512立方メートルと見込み、建設改良事業として3億9498万4千円、このうち国庫補助対象事業2億3628万円を予定。収益的収入及び支出の収入では、下水道事業収益9億8988万円、支出では9億5632万9千円を予定。資本的収入及び支出の収入では資本的収入3億662万9千円、支出では資本的支出5億9361万6千円を予定。主な建設改良費として長与浄化センターの高度処理に関わる改築更新事業、下水道管路施設の改築更新事業を行う。

債務負担行為では、水洗便所改造資金に対する利子補給補助金が令和3年度から7年度までと、これに伴う債務の損失補償。長与浄化センター改築更新工事委託料につき令和3年度までの期間、限度額を1億1300万円とする。

以上の説明があった。

【主な質疑】

質疑 高度処理の工事の状況はどうなっているか。

答弁 全部で1系統から6系統までであるが、1系統から3系統はそのまま、4系統が今年度完成し、現在5系統の工事を行っている。令和3年度までに6系統を行う予定。

質疑 高度処理に係る費用はいくらか。

答弁 4系統から6系統までの高度処理化の費用として7億4千万円を予定している。

質疑 大村湾沿岸の処理場で高度処理が済んでいる自治体はどこか。

答弁 今、高度処理化が済んでいるのは波佐見町と諫早市の一部の処理場で、長与町と大村市が現在着手している。

質疑 長与浄化センターの改築工事の中で、エアレーション設備とは何か。

答弁 エアレーションタンクは微生物の力で水を浄化する池になるが、高度処理化に対応するため好気槽と無酸素槽の層を全部で3段階に分けて処理する設備となる。

主な質疑は以上のとおり。

全会一致で可決すべきものと決した。